

群馬医療福祉大学学則(案)

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法、学校教育法、建学の精神及び教育理念に従い、保健・医療・福祉・教育を学術的に教授・研究し、高度な専門知識・技術と豊かな人間性を併せ備えた有能にして社会的に有為な人材を育成し、医療福祉の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、群馬医療福祉大学という。

(位置)

第3条 本学の位置を、次の通りとする。

社会福祉学部社会福祉学科 群馬県前橋市川曲町 191 番地の 1

看護学部看護学科 群馬県藤岡市藤岡字北ノ原 787 番 2

リハビリテーション学部リハビリテーション学科 群馬県前橋市本町 2 丁目 12 番 1

医療技術学部医療技術学科 群馬県前橋市川曲町 191 番地の 1

(自己評価等)

第4条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

第5条 前条の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第2章 学科組織・学生定員及び修業年限

(学部・学科及び学生定員)

第6条 本学に次の学部・学科を置く。

社会福祉学部 社会福祉学科

看護学部 看護学科

リハビリテーション学部 リハビリテーション学科

医療技術学部 医療技術学科

2. 第1項の社会福祉学科に置く専攻課程及びその収容定員は、次の通りとする。

社会福祉学科 社会福祉専攻	入学定員	50名
	編入学定員 3年次	40名
	収容定員	280名
社会福祉学科 子ども専攻	入学定員	40名
	収容定員	160名

3. 第1項の看護学科の収容定員は、次の通りとする。

看護学科	入学定員	80名
	収容定員	320名

4. 第1項のリハビリテーション学科に置く専攻課程及びその収容定員は、次の通りとする。

リハビリテーション学科 理学療法専攻	入学定員	35名
	収容定員	140名
作業療法専攻	入学定員	35名
	収容定員	140名

5. 第1項の医療技術学科に置く専攻課程及びその収容定員は、次の通りとする。

医療技術学科 臨床検査学専攻	入学定員	40名
	収容定員	160名
臨床工学専攻	入学定員	40名
	収容定員	160名

(注)平成23年度以前の社会福祉専攻の入学定員は80名とする。

(注)平成23年度以前の子ども専攻の入学定員は50名とする。

(注)平成23年度以前の社会福祉専攻の3年次編入学定員は50名とする。

(注)平成24年度の社会福祉専攻の3年次編入学定員は10名とする。

(注)平成29年度以前の作業療法専攻の入学定員は25名とする。

第6条の2 前条の学部学科ごとの教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 社会福祉学部社会福祉学科

少子高齢社会で、ますます充実が望まれる社会福祉・保育・教育の分野において、広い見識と視野を持つ、技術的にも人間的にも優れた、より質の高い人材を輩出することを目的とする。

(2) 看護学部看護学科

少子高齢社会で、ますます充実が望まれる看護の分野において、優れた学識と技術と倫理的判断力を身につけ、健康と福祉と地域に主体的貢献のできる、人間性豊かな看護専門職者の育成を目的とする。

(3) リハビリテーション学部リハビリテーション学科

少子高齢社会で、ますます充実が望まれる医療福祉の分野において、豊かな人間性と幅広い学識経験及び医療技術を有する人材を養成し、ひとが生きる上で必要とされる心身両面の健康や生活の向上に貢献し、その生活や生き生きとした人生を支える資質を培うことを目的とする。

(4) 医療技術学部医療技術学科

医療人としての高い倫理観と責任感を持ち、臨床検査学、臨床工学の知識・技術を身につけ、その知識・技術を実践に生かすことができ、日々発展する医療の変化に対応し、チーム医療の一員として活躍できる地域に根差した医療技術者および研究者・教育者を養成することを目的とする。

(修業年限及び在学期間)

第7条 本学の修業年限は4年とし、最長在学年数を8年とする。

第3章 教員組織

(教職員組織)

第8条 本学に学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務長、その他必要な職員を置く。

2. 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(名誉教授)

第9条 本学に功労があり、学術上の功績のある者に対して教授会の推薦により名誉教授の称号を贈ることができる。

2. 名誉教授の称号授与に関する規則は、別に定める。

第4章 教授会

(教授会)

第10条 本学に重要事項を審議するため教授会を置く。

(教授会の構成)

第11条 教授会は学長及び教授をもって組織する。ただし、学長が必要であると認めた場合には、構成員以外の者にも出席を求めることができる。

2. 教授会の招集及び議長は、学長がこれにあたる。

3. 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(その他)

第12条 本学の教授会は群馬医療福祉大学短期大学部の教授会と合同で行うことができる。その他、教授会の運営に関する規則は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第14条 学期を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第15条 休業日は次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律に定める日

三 昌賢学園の創立記念日 11月11日

四 春期休業 4月1日から4月4日まで

五 夏期休業 7月25日から9月10日まで

六 冬期休業 12月25日から翌年1月10日まで

七 学年末休業 3月15日から3月31日まで

2. 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更することができる。

3. 第一項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 入学、休学、転学及び退学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(入学の出願)

第18条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第19条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第20条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書・身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

- 2. 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第21条 次の各号に該当する者で、本学への編入学を志望する者については、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。ただし看護学部への編入学は認めない。

- 一 大学を卒業した者
- 二 大学における1年以上の課程を履修して退学した者
- 三 他の大学に在籍している者で、転学の許可を得ている者
- 四 短期大学、高等専門学校、国立養護教諭養成所または、国立工業教員養成所を卒業した者
- 五 専修学校の専門課程のうち、学校教育法第82条の10に規定する文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

- 2. 選考に関する事項は、別に定める。

第22条 編入学生の在学すべき年数は、教授会の議を経て学長が定める。

第23条 編入学生の最長在学年数は、第7条の規定にかかわらず、前項の規定による在学すべき年数の2倍に相当する年数とする。

(外国人留学生)

第24条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入学し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2. 外国人留学生に関する規程は別に定める。

(再入学及び転入学)

第25条 願いにより本学を退学した者が、再入学を希望するときは、選考の上、入学を許可することがある。

(休学)

第26条 疾病その他、やむを得ない理由により2ヶ月以上修学することができない者は、保証人連署で休学願いを提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2. 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命じることができる。

(休学期間)

第27条 休学は当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合は願い出により一ヵ年

を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2. 休学期間は、通算して4カ年を超えることができない。

3. 休学期間は、第7条にいう在学期間は算入しない。

4. 休学期間中にその理由が消滅した場合は、復学届を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第28条 他の大学へ転学しようとする者は、それぞれ所定の手続きを経て学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第29条 疾病その他、やむを得ない理由により退学する場合は、保証人連署でその理由を具し退学届を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第30条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

一 授業料の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者

二 第7条に定める在学年数を超えた者

三 第27条第2項に定める休学期間をこえてなお修学できない者

四 長期間にわたり行方不明の者

(専攻間の移動)

第31条 社会福祉学部社会福祉学科の専攻間の移動は原則として認めない。

2. 社会福祉学部社会福祉学科のコースの移動は、協議のうえ認める場合がある。

第7章 教育課程及び履修方法等

第32条 本学における教育課程は、別表1のとおりとする。

2. 授業科目の履修方法については、履修規程の定めるところによる。

(単位の計算方法)

第33条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を、45時間の学修を必要とする内容を持って構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

一 講義については、15～30時間の講義をもって1単位とする。

二 演習については、15～30時間の演習をもって1単位とする。但し、資格取得等にあたり、法令により時間数が規定されている科目については、その時間数を下回らないものとする。

三 実験・実習及び実技については、30～45時間の実験・実習及び実技をもって1単位とする。但し、相談援助実習及び精神保健福祉実習は45時間の実習をもって1単位とする。

(単位の授与)

第34条 授業科目を履修し、その試験に合格した者は、所定の単位を与える。

(授業科目修了の認定)

第35条 授業科目修了の認定は平素の成績及び筆記試験又は論文による。ただし、実習・演習等については、平素の成績のみによって認定することができる。

2. 試験に関する細則は別に定める。

(追試験)

第36条 病気その他やむを得ず所定の試験に欠席した者に対しては追試験によって認定をお

こなうことがある。

(試験の受験資格)

第 37 条 各科目の出席日数が 3 分の 2 並びに実習時間が 5 分の 4 に達しない場合、受験資格を認めない。

(成績)

第 38 条 授業科目の試験の成績は、S (90 点～100 点)・A (80 点～89 点)・B (70 点～79 点)・C (60 点～69 点)・D (59 点以下)の 5 種の評語をもって表し、S・A・B・C を合格とし、D を不合格とする。

2. 成績に関する細則は別に定める。

(既修得単位の取り扱い)

第 39 条 他の大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学に入学・編入学した学生の既修得単位について、教育上有益と認めるときは、これを本学において修得したものと認めることができる。ただし、認定できる単位は 60 単位を超えないものとする。

2. 前項の単位認定は、教授会の議を経て、本学における相当する授業科目及び単位数を修得したものと認めることができる。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 40 条 教育上有益と認めるときは、他の大学 (短期大学を含む) との協議により、学生に当該他大学等の授業科目を履修することを認めることがある。

2. 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位と合わせて 60 単位を限度として、本学において修得した単位としてみなすことができる。

第 8 章 卒業及び学士号

(卒業)

第 41 条 第 7 条に定める修業年限以上在学し所定の授業科目及び単位を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2. 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学 士)

第 42 条 卒業を認定された者に対し、学士の学位を授与する。

2. 前項の学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

社会福祉学部	社会福祉学科	学士 (社会福祉)
看護学部	看護学科	学士 (看護学)
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	理学療法専攻 学士 (理学療法学)
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	作業療法専攻 学士 (作業療法学)
医療技術学部	医療技術学科	学士 (医療技術学)

第 9 章 賞 罰

(表 彰)

第 43 条 人物、学業が優秀な者又は学生の模範となる行為をした者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(罰 則)

第 44 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を

経て、学長が懲戒する。

2. 前項の懲戒の種類は、退学、停学、及び訓告とする。
3. 次の各号の一に該当する者は、これを懲戒する。
 - 一 素行不良で改善の見込みがない者
 - 二 正当な理由が無くて出席常でない者
 - 三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本文に著しく反した者
4. 学生の懲戒に関する規定は別に定める。

第 10 章 聴講生及び科目等履修生

(聴講生)

第 45 条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することがある。

2. 聴講生は学期毎に入学を許可する。

(科目等履修生)

第 46 条 他の大学の学生で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(その他)

第 47 条 聴講生及び科目履修生に関する規程は別に定める。

第 11 章 検定料、入学金及び授業料

(入学検定料)

第 48 条 入学志願者は入学願書提出の際、別表 2 に定めるところによる入学検定料を納付しなければならない。

(学費の金額)

第 49 条 入学を許可された者は別表 2 に定めるところによる入学金・授業料・施設設備費並びに設備維持費等を納入しなければならない。ただし、授業料は別表 2 に定めるところにより、許可を得て分納することができる。

(復学等の場合の授業料)

第 50 条 前期又は後期中途において復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(学年途中で卒業する場合の授業料)

第 51 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

(退学又は停学の場合の授業料)

第 52 条 前期又は後期中途で退学し、又は除籍された者の該当期分の授業料は徴収する。

2. 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第 53 条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第 54 条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認める場合又はやむを得ない

事情があると認められる場合は、授業料の全額もしくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2. 授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は別に定める。

(聴講生及び科目履修生の授業料等)

第55条 聴講生及び科目履修生の検定料及び授業料については、別に定める。

(その他の費用)

第56条 授業料の外に実験実習費等を徴収することがある。

2. 学外における実習を行う場合、定められた金額を実習研修費として徴収する。

(納付した授業料等)

第57条 納付した検定料、入学金及び授業料等は原則として返却しない。

第12章 附属施設等

(図書館)

第58条 本学に図書館を置く。

2. 図書館の組織運営に関する規則は、別に定める。

(ボランティアセンター)

第59条 ボランティア活動を充実させるため、ボランティアセンターを設置する。

2. センターの組織運営等に関する規則は、別に定める。

(公開講座)

第60条 生涯学習の理念に基づき、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

この学則は、平成25年10月1日から施行する。

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

この学則は、平成28年7月1日から施行する。

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、教育課程の変更については平成29年度在学学生より適用する

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第2号(その2の1)

医療技術学部医療技術学科 臨床検査学専攻 カリキュラム															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置						
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
基礎科目	生物学	1後	2			○			2						オムニバス
	化学	1前	2			○			2	1					オムニバス
	物理学	1後	2			○						1			共同
	数学/統計学の基礎	1後	2			○			1			1			共同
	倫理学	1前	2			○									
	哲学	1前		2		○									
	論語	1前		1		○									
	スポーツ及びレクリエーション実技	1通		2			○								
	心理学概論	1前	1			○									
	英語 I	1前		1		○									
	英語 II	1後		1		○									
	医学英語	2前	1			○									
	韓国語 I	1前		1		○									
	韓国語 II	1後		1		○									
	中国語 I	1前		1		○									
	中国語 II	1後		1		○									
	医療・福祉・教育の基礎	1後		1		○					2				オムニバス
	国際文化論	1前		1		○									
	法学(日本国憲法を含む)	1前		1		○									
	経済学	1後		1		○									
	マスメディア論	1後		1		○									
	チームケア入門 I	1通	1				○								
	チームケア入門 II	2通	1				○								
	ボランティア活動 I	1通	1				○				1	2	6		共同
	ボランティア活動 II	2通	1				○				1	2	6		共同
	基礎演習 I	1通	1				○			2	2	2	2		共同
	基礎演習 II	2通	1				○			8	2				共同
小計(27科目)	14単位以上	—	18	16	0				15	9	6	16	0		
専門基礎科目	医学概論	1前	1			○			2						オムニバス
	解剖学	1前	3			○			1			1			共同
	解剖学実習	1前	1					○	1	1		1			
	生理学 I	1前	2			○			1		1				オムニバス
	生理学 II	1後	2			○			1		1				オムニバス
	生理学実習	1後	1					○	1		1				
	生化学 I	1前	2			○			1			1			共同
	生化学 II	1後	2			○			1			1			共同
	生化学実習	1後	1					○	1			1			
	病理学 I	2前	2			○			1	1					オムニバス
	病理学 II	2後	2			○			1	1					オムニバス
	病理学実習	2後	1					○	1	1					
	医用工学概論	1後	2			○			2			1			
	医用工学概論実習	1後	1					○	2	1		1			
	応用数学	2前		2		○									
	医用電気工学 I	1前		1			○			1			1		
	医用電気工学 II	1後		1			○			1			1		
	医用電気工学実習	1後		1					○	1			1		
	医用電子工学 I	2前		1			○			1			1		
	医用電子工学 II	2後		1			○			1			1		
	医用電子工学実習	2後		1					○	1			1		
	生体物性工学	2後		2			○					1			共同
	医用材料工学	2前		2			○				1				共同
	計測工学	2前		2			○			1			1		
	医用機械工学	2後		2			○								
	医用システム・制御工学	3前		2			○								
	情報処理演習	1前		1				○		1					
情報科学概論	1後		2			○			1						
医用情報処理工学	2前		2			○			1						
プログラミングの基礎	2後		2			○			1						
小計(30科目)	21単位以上	—	28	20					28	6	4	14	0		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
専門科目	臨床検査総論Ⅰ	2前	2			○				1			1	共同
	臨床検査総論Ⅱ	2後	2			○				1			1	共同
	臨床検査総論実習Ⅰ	2前	1					○	1	1			1	
	臨床検査総論実習Ⅱ	2後	1					○		1			1	
	医動物学	3前	2			○			1		1			オムニバス
	医動物学実習	3後	1					○	1		1			
	臨床血液学Ⅰ	3前	2			○			1		1			
	臨床血液学Ⅱ	3後	2			○			1		1			
	臨床血液学実習Ⅰ	3後	1					○	1		1			
	臨床血液学実習Ⅱ	3後	1					○	1		1			
	臨床免疫学Ⅰ	3前	2			○			1		1		1	オムニバス・共同(一部)
	臨床免疫学Ⅱ	3後	2			○			2		1		1	オムニバス・共同(一部)
	臨床免疫学実習Ⅰ	3後	1					○	1				1	
	臨床免疫学実習Ⅱ	3後	1					○	1				1	
	臨床微生物学	3前	3			○			1		1			オムニバス
	臨床微生物学実習	3前	1					○	1		1			
	臨床化学Ⅰ	2前	2			○			1				1	共同
	臨床化学Ⅱ	2後	2			○			1				1	共同
	臨床化学実習Ⅰ	2前	1					○	1				1	
	臨床化学実習Ⅱ	2後	1					○	1				1	
	生理機能検査学Ⅰ	3前	2			○			2		1			共同
	生理機能検査学Ⅱ	3後	2			○			2		1			共同
	生理機能検査学実習Ⅰ	3前	1					○	2		1		1	
	生理学機能検査実習Ⅱ	3後	1					○	2		1		1	
	放射性同位元素検査学	3前	2			○								
	生体計測装置学	3後	2			○			2		1			共同
	医用機器安全管理学	3後		2		○			1	1			1	オムニバス
	医用機器安全管理学実習	3後		1				○	1	1	1		2	
	医療安全管理学	3後	2			○			2		1			オムニバス
	呼吸療法装置学	3前		2		○			1		1		2	オムニバス
	血液浄化療法装置学	3前		2		○			1	1			1	オムニバス
	体外循環装置学	3前		2		○			2	1	1			オムニバス・共同(一部)
	呼吸療法装置学実習	3後		1				○	1	1	1		2	
	血液浄化療法装置学実習	3後		1				○	2	1	1		2	
	体外循環装置学実習	3後		1				○	2	1	1		2	
	医用機器学概論	2前	2			○			2	1	1			オムニバス・共同(一部)
	医用治療機器学	2後	2			○			2	1	1			オムニバス・共同(一部)
	医用治療機器学実習	2後		1				○	2	1	2		1	
	臨床医学総論Ⅰ	2前	2			○			3					オムニバス
	臨床医学総論Ⅱ	2後	2			○			3					オムニバス
	検査機器総論	2前	3			○				1			1	共同
	薬理学	3後	2			○			1					
	看護学概論	3後		1			○							
	小児科学	3前		1		○								
	公衆衛生学・関係法規	4前	2			○								
	福祉工学	3後		1		○								
	ロボティクス	3後		1		○								
	総合演習Ⅰ	3通	1				○		5					共同
	総合演習Ⅱ	4通	1				○		8	2				オムニバス
	臨床検査学演習	4後		2		○			5	2	2		3	共同
	臨床工学演習	4後		2		○			7	1	2		3	共同
	卒業研究Ⅰ	4前	2			○			10	3	4			共同
	卒業研究Ⅱ	4後	2			○			10	3	4			共同
臨地実習	4前		7						2	2		3		
臨床実習	4前		4				○	1	1	2		3		
小計(53科目) 60単位以上		—	71	25			—	100	29	42	40	0		
合計(110科目)		—	117	61			—	11	3	4	6	0		

医療技術学部医療技術学科 臨床工学専攻 カリキュラム

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置						
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
基礎科目	生物学	1後	2			○			2						オムニバス
	化学	1前	2			○			2	1					オムニバス
	物理学	1後	2			○						1			共同
	数学/統計学の基礎	1後	2			○			1				1		共同
	倫理学	1前	2			○									
	哲学	1前		2		○									
	論語	1前		1		○									
	スポーツ及びレクリエーション実技	1通		2			○								
	心理学概論	1前	1			○									
	英語 I	1前		1		○									
	英語 II	1後		1		○									
	医学英語	2前	1			○									
	韓国語 I	1前		1		○									
	韓国語 II	1後		1		○									
	中国語 I	1前		1		○									
	中国語 II	1後		1		○									
	医療・福祉・教育の基礎	1後		1		○					2				オムニバス
	国際文化論	1前		1		○									
	法学（日本国憲法を含む）	1前		1		○									
	経済学	1後		1		○									
	マスメディア論	1後		1		○									
チームケア入門 I	1通	1				○									
チームケア入門 II	2通	1				○									
ボランティア活動 I	1通	1				○				1	2	6		共同	
ボランティア活動 II	2通	1				○				1	2	6		共同	
基礎演習 I	1通	1				○			2	2	2	2		共同	
基礎演習 II	2通	1				○			8	2				共同	
小計（ 27 科目）	14単位以上	—	18	16	0	—	—	—	15	9	6	16	0		
専門基礎科目	医学概論	1前	1			○			2						オムニバス
	解剖学	1前	3			○			1			1			共同
	解剖学実習	1前	1					○	1	1		1			共同
	生理学 I	1前	2			○			1		1				オムニバス
	生理学 II	1後	2			○			1		1				オムニバス
	生理学実習	1後	1					○	1		1				共同
	生化学 I	1前	2			○			1			1			共同
	生化学 II	1後	2			○			1			1			共同
	生化学実習	1後	1					○	1			1			共同
	病理学 I	2前	2			○			1	1					オムニバス
	病理学 II	2後	2			○			1	1					オムニバス
	病理学実習	2後		1				○	1	1					
	医用工学概論	1後	2			○			2			1			
	医用工学概論実習	1後		1				○	2	1		1			
	応用数学	2前	2			○									
	医用電気工学 I	1前	1				○		1			1			
	医用電気工学 II	1後	1				○		1			1			
	医用電気工学実習	1後		1	選択必			○	1			1			
	医用電子工学 I	2前	1				○		1			1			
	医用電子工学 II	2後	1				○		1			1			
	医用電子工学実習	2後		1	選択必			○	1			1			
	生体物性工学	2後	2			○					1				共同
	医用材料工学	2前	2			○				1			1		共同
計測工学	2前	2			○							1			
医用機械工学	2後	2			○										
医用システム・制御工学	3前	2			○										
情報処理演習	1前	1				○			1						
情報科学概論	1後	2			○				1						
医用情報処理工学	2前	2			○				1						
プログラミングの基礎	2後	2			○				1						
小計（ 30 科目）	21単位以上	—	44	4		—	—	—	28	6	4	14	0		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置						
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
専門科目	臨床検査総論Ⅰ	2前		2		○				1			1		共同
	臨床検査総論Ⅱ	2後		2		○				1			1		共同
	臨床検査総論実習Ⅰ	2前		1				○	1	1			1		
	臨床検査総論実習Ⅱ	2後		1				○		1			1		
	医動物学	3前		2		○			1		1				オムニバス
	医動物学実習	3後		1				○	1		1				
	臨床血液学Ⅰ	3前	2			○			1		1				
	臨床血液学Ⅱ	3後	2			○			1		1				
	臨床血液学実習Ⅰ	3前		1				○	1		1				
	臨床血液学実習Ⅱ	3後		1				○	1		1				
	臨床免疫学Ⅰ	3前	2			○			1		1		1		オムニバス・共同（一部）
	臨床免疫学Ⅱ	3後	2			○			2		1		1		オムニバス・共同（一部）
	臨床免疫学実習Ⅰ	3前		1				○	1				1		
	臨床免疫学実習Ⅱ	3後		1				○	1				1		
	臨床微生物学	3前		3		○			1		1				オムニバス
	臨床微生物学実習	3前		1				○	1		1				
	臨床化学Ⅰ	2前		2		○			1				1		共同
	臨床化学Ⅱ	2後		2		○			1				1		共同
	臨床化学実習Ⅰ	2前		1				○	1				1		
	臨床化学実習Ⅱ	2後		1				○	1				1		
	生理機能検査学Ⅰ	3前	2			○			2		1				共同
	生理機能検査学Ⅱ	3後	2			○			2		1				共同
	生理機能検査学実習Ⅰ	3前	1					○	2		1		1		
	生理学機能検査実習Ⅱ	3後	1					○	2		1		1		
	放射性同位元素検査学	3前	2			○									
	生体計測装置学	3後	2			○			2		1				共同
	医用機器安全管理学	3後	2			○			1	1			1		
	医用機器安全管理学実習	3後	1					○	1	1	1		2		
	医療安全管理学	3後		2		○			2		1				オムニバス
	呼吸療法装置学	3前	2			○			1		1		2		
	血液浄化療法装置学	3前	2			○			1	1			1		
	体外循環装置学	3前	2			○			2	1	1				オムニバス・共同（一部）
	呼吸療法装置学実習	3後	1					○	1	1	1		2		
	血液浄化療法装置学実習	3後	1					○	2	1	1		2		
	体外循環装置学実習	3後	1					○	2	1	1		2		
	医用機器学概論	2前	2			○			2	1	1				オムニバス・共同（一部）
	医用治療機器学	2後	2			○			2	1	1				オムニバス・共同（一部）
	医用治療機器学実習	2後	1					○	2	1	2		1		
	臨床医学総論Ⅰ	2前	2			○			3						オムニバス
	臨床医学総論Ⅱ	2後	2			○			3						オムニバス
	検査機器総論	2前	3			○				1			1		共同
	薬理学	3後	2			○			1						
看護学概論	3後	1					○								
小児科学	3前		1		○										
公衆衛生学・関係法規	4前	2			○										
福祉工学	3後		1	選択必	○										
ロボティクス	3後		1		○										
総合演習Ⅰ	3通	1					○	5						共同	
総合演習Ⅱ	4通	1					○	8	2					オムニバス	
臨床検査学演習	4後		2				○	5	2	2		3		共同	
臨床工学演習	4後	2					○	7	1	2		3		共同	
卒業研究Ⅰ	4前	2					○	10	3	4				共同	
卒業研究Ⅱ	4後	2					○	10	3	4				共同	
臨地実習	4前		7						2	2		3			
臨床実習	4前	4						1	1	2		3			
小計（53科目）	60単位以上	—	59	37			—	100	29	42	40	0			
合計（110科目）		—	121	57			—	11	3	4	6	0			

(別表2)

検定料・入学金 (学部共通)	
項目	金額
入学検定料	20,000 円
入学金 (入学時)	300,000円

授業料内訳表 (社会福祉学部)				
学年	授業料	施設設備費	設備維持費	合計
1年次	800,000 円	200,000 円	200,000 円	1,200,000 円
2年次	800,000 円	200,000 円	200,000 円	1,200,000 円
3年次	800,000 円	200,000 円	200,000 円	1,200,000 円
4年次	800,000 円	200,000 円	200,000 円	1,200,000 円

授業料内訳表 (看護学部)				
学年	授業料	施設設備費	設備維持費	合計
1年次	960,000 円	200,000 円	200,000 円	1,360,000 円
2年次	960,000 円	200,000 円	200,000 円	1,360,000 円
3年次	960,000 円	200,000 円	200,000 円	1,360,000 円
4年次	960,000 円	200,000 円	200,000 円	1,360,000 円

授業料内訳表 (リハビリテーション学部)				
学年	授業料	施設設備費	設備維持費	合計
1年次	900,000 円	400,000 円	200,000 円	1,500,000 円
2年次	900,000 円	400,000 円	200,000 円	1,500,000 円
3年次	900,000 円	400,000 円	200,000 円	1,500,000 円
4年次	900,000 円	400,000 円	200,000 円	1,500,000 円

授業料内訳表 (医療技術学部)				
学年	授業料	施設設備費	設備維持費	合計
1年次	950,000 円	400,000 円	200,000 円	1,550,000 円
2年次	950,000 円	400,000 円	200,000 円	1,550,000 円
3年次	950,000 円	400,000 円	200,000 円	1,550,000 円
4年次	950,000 円	400,000 円	200,000 円	1,550,000 円

分納時の授業料		社会福祉学部	看護学部	リハビリテーション学部	医療技術学部
前期	授業料	400,000 円	480,000 円	450,000 円	475,000 円
	施設設備費	200,000 円	200,000 円	400,000 円	400,000 円
	設備維持費	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円
後期	授業料	400,000 円	480,000 円	450,000 円	475,000 円
合計		1,200,000 円	1,360,000 円	1,500,000 円	1,550,000 円

群馬医療福祉大学 教授会・教員会規程

第1条 群馬医療福祉大学学則第10条に基づき、教授会・教員会に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第2条 教授会・教員会は、学長、及び教授並びに教職員をもって組織する。

2 学長が必要と認めた法人役員またはその他の教職員を教授会・教員会に出席させ意見を徴することができる。

第3条 学長は、教授会・教員会を招集し、予め学長の指名する教授が議長の業務を行う。

第4条 教授会・教員会は、月1回定例会を開催する。但し、学長が必要と認める場合は、臨時の会を開催することができる。

第5条 教授会・教員会の招集は、予め学年暦に予定し、通知するものとする。

第6条 教授会・教員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第7条 教授会・教員会は、構成員の3分の2の出席がなければ開催することができない。但し、休職、海外出張及び長期欠勤者は定足数の計算から除外する。

2 教授会・教員会で決議を要する場合は、出席構成員の過半数によってこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第8条 教授会・教員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

第9条 教授会・教員会の審議経過並びに議決については、議事録を作成し、次回の教授会・教職員会において確認する。

2 教授会・教員会に関する事務は総務部において行う。

第10条 教授会・教員会は、大学と短期大学の合同会議で行う場合もある。

附則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、「学校法人 昌賢学園 群馬社会福祉大学教授会規程」(平成14年4月1日施行)は廃止する。

3 この規程は、平成27年4月1日から一部改定施行する。

4 この規程は、平成28年9月1日から一部改定施行する。